

告 示

埼玉県告示第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、清算法人荒木郷地裏土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
監事	木元 紘一	埼玉県行田市大字荒木千九百九十番地一
同	園部 修	同 同 同 須加四千百十一番地
同	川嶋 春夫	同 同 同 荒木五千百八十一番地一